

再生計画案

平成____年____月____日

再生債務者 _____

再生債務者代理人 _____

印

第1 再生債権に対する権利の変更（民事再生法229条3項各号に掲げる請求権を除く）

1 一般条項

・ 一般条項の対象となる再生債権

下記2の住宅資金特別条項の対象となる再生債権を除いた全ての再生債権である。

・ 権利の変更

再生債務者は、各再生債権者からそれぞれが有する再生債権について、

a 再生債権の元本及び再生手続開始決定の日の前日までの利息・損害金についての合計額の（例）80パーセントに相当する額

b 再生手続開始決定の日以降の利息・損害金については全額について免除を受ける。

・ 弁済方法

a 再生債務者は、各再生債権者に対し、・の権利の変更後の再生債権について、次のとおり分割弁済をする。

（分割弁済の方法）

再生計画認可決定の確定した日の属する月の翌月から

■ 3年間は、毎月末日限り、(例) 2. 78パーセントの割合による金員（毎月の支払分・合計36回・1円未満の端数を切り上げた額とし、最終回の返済額で端数調整を行う。）

ただし、権利変更後の再生債権額が(例) 3万円以下の少額債権については、再生計画認可決定の確定した日の属する月の翌月末日に全額を支払う。

□ _____年_____か月間は、毎年_____月及び_____月の_____日限り、_____パーセントの割合による金員（半年賦分・合計_____回）

2 住宅資金特別条項

別紙物件目録記載の住宅及び住宅の敷地に設定されている別紙抵当権目録記載の抵当権の被担保債権である住宅資金貸付債権について、以下のとおり住宅資金

特別条項を定める。

| 氏名又は名称 | 住宅資金特別条項 | 住宅及び敷地 | 抵当権 |
|--------|--------------|--------------|-------------|
| 1 | 別紙 記載のとおり | 物件目録 番の物件 | 抵当権 目録 番 |
| 2 | 別紙 記載のとおり | 物件目録 番の物件 | 抵当権 目録 番 |
| 3 | 別紙 記載のとおり | 物件目録 番の物件 | 抵当権 目録 番 |

* 住宅資金特別条項によって権利の変更を受ける者の同意

□ 上記の住宅資金特別条項を定めることについて、これらの条項により権利の変更を受けることとなる各債権者は同意している（同意書添付）。

第2 共益債権及び一般優先債権の弁済方法

共益債権及び一般優先債権は、

- 随時支払う。
- 平成 年 月 日までに一括して支払う。
- 下記のとおり支払う。

支払方法（具体的に）

以 上

物 件 目 録

1 住 宅

所 在 ○○市○○町○○○番地○
家屋番号 ○○○番○
種 類 居 宅
構 造 木造瓦葺平家建
床 面 積 ○○. ○○平方メートル (所有者 甲【再生債務者】)

2 住宅の敷地

所 在 ○○市○○町
地 番 ○○○番○
地 目 宅 地
地 積 ○○○. ○○平方メートル (所有者 乙【物上保証人】)

抵 当 権 目 録

1 債権者株式会社○○○○○が有する抵当権

平成○○月○○日付け金銭消費貸借契約により同日設定した抵当権
登記簿上の債権額 ○○○○万円
利 息 年○. ○○パーセント (ただし・・・・・・による。)
損害金 年○○. ○パーセント (年365日日割計算による。)
債務者 ○ ○ ○ ○
登 記 ○○地方法務局○○出張所 平成○年○月○○日受付第○○○○
号

別紙〇（民事再生法 199 条〇項）

債権者（氏名又は名称） 　　〇　　〇　　銀　行　 についての住宅資金特別条
項

1 対象となる住宅資金貸付債権

　　年 　　月 　　日付 　金銭消費貸借契約証書　（以下「原契約書」
という。）に基づき、上記債権者が再生債務者に対して有する貸金債権

上記債権者は、この再生計画を認可する決定が確定した場合には、これまでに
あった保証会社の保証債務の履行がなかったものとみなされ、上記の住宅資金貸
付債権を有することとなる。

2 条項の内容

上記 1 の住宅資金貸付債権の弁済については、再生計画認可の決定の確定した日
から、原契約書における債務不履行がない場合についての弁済の時期及び額に関す
る約定に従って支払う。

なお、　　年 　　月 　　日現在で仮に算出した本計画案に基づく毎月
の返済額は、再生計画認可決定の確定した日から 　　年間（一般弁済期
間）、　　円（ボーナス月は 　　円加算）である。